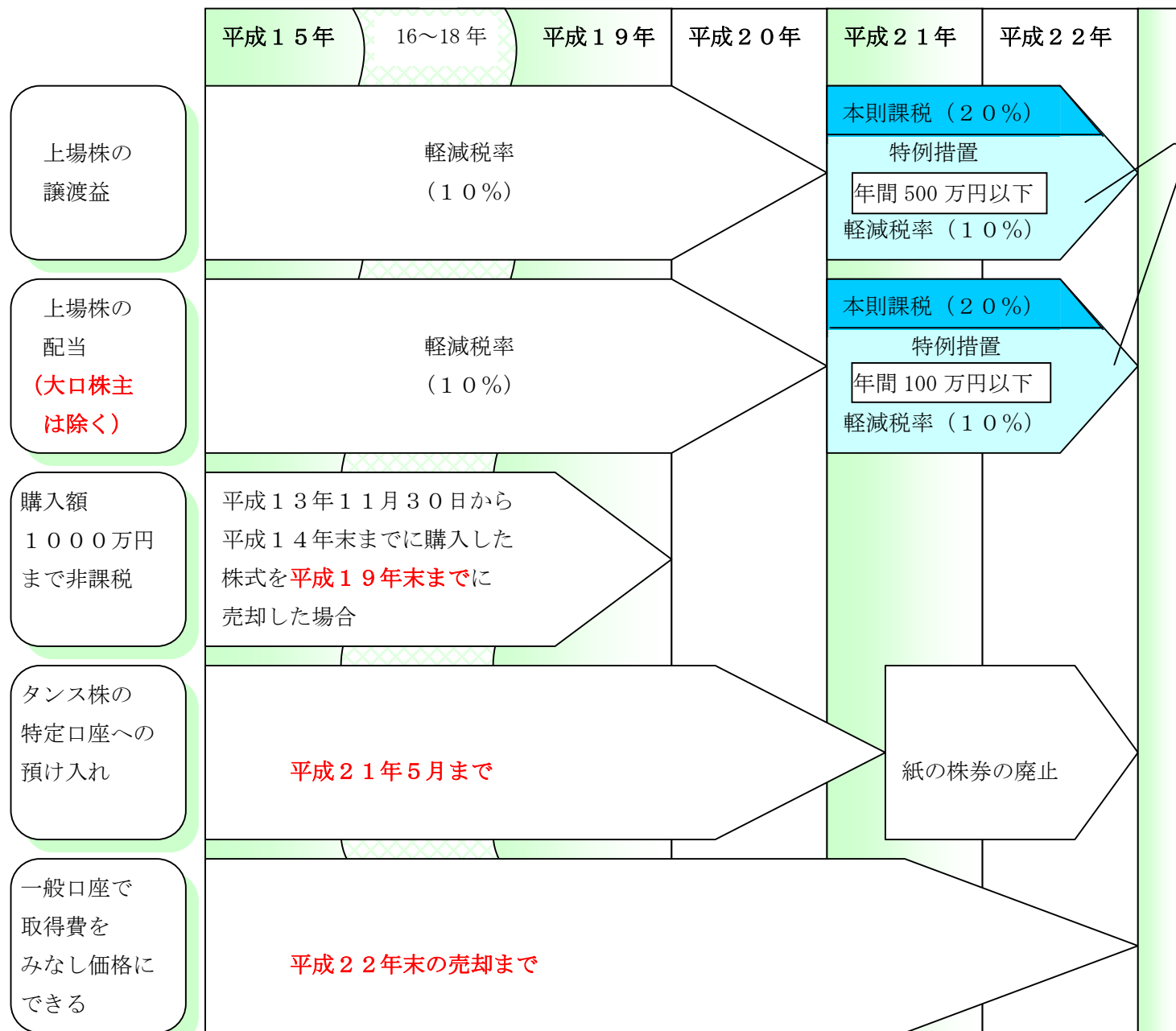


# 平成15年から始まった現行の証券税制における「株の税金」のスケジュール



## 平成20年度税制改正

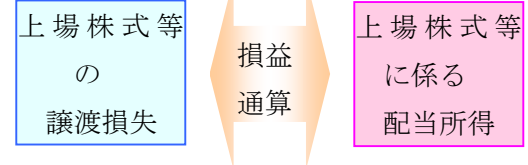
(1) 上場株式等に係る軽減税率の廃止  
 上場株式の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率は

一定の特例措置を講じたうえ、平成20年末をもって廃止

## (2) 損益通算の特例の創設

個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算を可能とする仕組みが創設されます。

### 損益通算



※上場株式等の申告分離課税制度が創設されます(総合課税との選択適用)。

### 適用時期

平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用されます。